

合併協議会だより

平成17年10月27日(木)に第8回合併協議会が開催されました。

協議事項

協議第72号 ときがわ町の町章候補の選定について

ときがわ町の町章候補として、協議会委員の投票により、入間市の菅谷 様の作品が選定されました。

なお、正式な町章の制定日は、平成18年2月1日となります。

ときがわ町の町章選定基準に基づく賞品の贈呈について

<最優秀賞 1点 全国百貨店共通商品券 5万円分>

入間市 菅谷 健夫 様

<優秀賞 4点 全国百貨店共通商品券 各1万円分>

朝霞市 飯泉 恭子 様

本庄市 福島 進 様

さいたま市 福島 恵子 様

都幾川村 岡野 芳太 様

報告事項

報告第11号 合併協議の経過報告について

合併協議の経過

平成16年10月18日	「2村合併に関する住民アンケート」の実施
11月 1日	都幾川村、玉川村で「都幾川村・玉川村合併協議会」を設置
11月12日	第1回「都幾川村・玉川村合併協議会」を開催
11月24日	第2回「都幾川村・玉川村合併協議会」を開催
12月13日	第3回「都幾川村・玉川村合併協議会」を開催
12月21日	第4回「都幾川村・玉川村合併協議会」を開催
平成17年 1月26日	第5回「都幾川村・玉川村合併協議会」を開催 すべての協定項目の協議を終了
2月17～19日	4会場で「合併に関する住民説明会」を実施
2月24日	第6回「都幾川村・玉川村合併協議会」を開催
3月 5日	合併協定書調印式

3月 8日	2村議会に合併関連議案提出、議決
3月23日	埼玉県知事へ廃置分合申請書を提出
5月27日	第7回「都幾川村・玉川村合併協議会」を開催
5月31日・6月1日	合併準備説明会(2村職員対象)を開催
7月 8日	埼玉県議会による廃置分合の議決
7月22日	埼玉県知事による廃置分合の決定、総務大臣へ届出 「新町の町章デザイン公募」の実施
8月24日	総務大臣による廃置分合の官報告示
10月27日	第8回「都幾川村・玉川村合併協議会」を開催
平成18年 2月 1日	新町発足

報告第12号 合併協定項目に係る調整状況について(その1)

「合併時(合併翌年度当初)に再編(統合)する」とした調整結果について、次のとおり報告する。

協定項目 No.10 地方税の取扱いについて

事務事業名	現況		ときがわ町 (調整結果)
	都幾川村	玉川村	
法人市町村民税賦課 (税率、減免)	減免 地方税法、都幾川村税条例で定めている。	減免 地方税法、玉川村税条例で定めている。	減免 ・ 民法第34条の公益法人 ・ 特定非営利活動促進法第2条第2項に規定する法人で、収益事業を行わないもの ・ その他、特別の事由があるもの
軽自動車税賦課 (税率、納期、減免等)	納期 4月11日から 4月30日	納期 5月1日から 5月31日	納期 5月1日から5月31日とする。
入湯税	課税免除 ・ 年齢12歳未満の者 ・ 共同浴場又は一般公衆浴場に入湯する者	課税免除 ・ 年齢12歳未満の者 ・ 共同浴場又は一般公衆浴場に入湯する者 ・ 日帰り客の利用に供する施設において、入湯料金1,000円以下で入湯する者	課税免除 ・ 年齢12歳未満の者 ・ 共同浴場又は一般公衆浴場に入湯する者 ・ 日帰り客の利用に供する施設において、入湯料金1,000円以下で入湯する者

協定項目 No.14 事務組織及び機構の取扱いについて

事務事業名	ときがわ町(調整結果)
組織と職員数 行政組織	<p>本庁舎(現玉川村役場)</p> <p>総務課、企画財政課、税務課、町民課、福祉課、環境課、会計室、 選挙管理委員会事務局</p> <p>第二庁舎(現都幾川村役場)</p> <p>産業観光課、建設課、教育総務課、生涯学習課、水道課、議会事務局、 監査委員事務局、公平委員会事務局、固定資産評価審査委員会事務 局、農業委員会事務局</p> <p>第二庁舎には、住民窓口を担当する「窓口センター」を設置</p>

協定項目 No.25-5 広報広聴事業の取扱いについて

事務事業名	ときがわ町(調整結果)
広報(広報紙発行)	<p>【発行日】</p> <p>毎月第4金曜日</p> <p>【配布方法】</p> <p>行政区及び自治会加入世帯は、行政区長自治会を通じ配布する。未加入 世帯に対しては、公共施設及びコンビニエンスストアに設置する。</p>

協定項目 No.22-7 消防、防災事業の取扱いについて

事務事業名	現況		ときがわ町 (調整結果)
	都幾川村	玉川村	
消防団に関すること	<p>【定員数】</p> <p>105人</p> <p>【組織数】</p> <p>2分団</p> <p>【詰め所数】</p> <p>7か所</p> <p>【消防車両】</p> <p>ポンプ車:4両 タンク車:2両 小型動力ポンプ積 載車:1両</p>	<p>【定員数】</p> <p>70人</p> <p>【組織数】</p> <p>3分団</p> <p>【詰め所数】</p> <p>3か所</p> <p>【消防車両】</p> <p>ポンプ車:2両 タンク車:1両</p>	<p>【定員数】</p> <p>175人</p> <p>【組織数】</p> <p>5分団</p> <p>【詰め所数】</p> <p>10か所</p> <p>【消防車両】</p> <p>ポンプ車:6両 タンク車:3両 小型動力ポンプ積載車:1両</p>
災害対策本部	<p>設置基準:両村ともに有り</p> <p>設置場所:両村役場</p>		<p>地域防災計画により定める。</p> <p>なお、策定までの間は、2村 の設置基準を統合し新町の組 織に応じ設置する。</p> <p>本部は、ときがわ町本庁舎と する。</p>

協定項目 No.22 - 13 障害者福祉事業の取扱いについて

事務事業名	現況		ときがわ町 (調整結果)
	都幾川村	玉川村	
障害児(者)生活サポート事業	<p>【対象者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者 ・知的障害者 ・障害児 <p>【年間利用時間】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・150時間を上限 <p>【負担割合】</p> <p>運営費補助として1時間当たり1,900円 県費1/2 (1,050,000円が限度) 村費1/2</p> <p>【利用料助成】</p> <p>利用者負担が1時間当たり300円になるよう助成する。ただし、1時間当たりの助成額の上限は650円まで。</p>	<p>【対象者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者 ・知的障害者 ・障害児 ・精神障害者 <p>【年間利用時間】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・150時間を上限 重度心身障害児については、300時間を上限 <p>【負担割合】</p> <p>運営費補助として1時間当たり1,900円 県費1/2 (1,050,000円が限度) 村費1/2</p> <p>【利用料助成】</p> <p>利用者負担が1時間当たり300円になるよう助成する。ただし、1時間当たりの助成額の上限は650円まで。</p> <p>なお、障害児が利用の場合は0円から300円の負担とする。</p>	<p>【対象者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者 ・知的障害者 ・障害児 ・精神障害者 <p>【年間利用時間】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・150時間を上限 <p>【負担割合】</p> <p>運営費補助として1時間当たり1,900円 県費1/2 (1,050,000円が限度) 町費1/2</p> <p>【利用料助成】</p> <p>利用者負担が1時間当たり300円になるよう助成する。ただし、1時間当たりの助成額の上限は650円まで。</p>
障害者ホームヘルプサービス事業	<p>【対象者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者 ・知的障害者 ・障害児 ・難病患者 ・寝たきりの状態、日常生活に支障がある65歳以上の者のいる世帯 	<p>【対象者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者 ・知的障害者 ・障害児 ・難病患者 ・判定が「自立」の65歳以上の介護を必要とする高齢者 ・子育て家庭 	<p>【対象者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子育て家庭 ・難病患者 (身体障害者、知的障害者、障害児は支援費制度へ移行。寝たきりの状態、日常生活に支障がある65歳以上の者のいる世帯は介護保険制度へ移行。 判定が「自立」の65歳以上の介護を必要と

障害者ホームヘルプサービス事業(つづき)	【利用者負担額】 ・1時間当たり 0円から950円	【利用者負担額】 ・1時間当たり 0円から300円	する老人は、高齢者生活指導員派遣事業(県補助事業)で対応。 【利用者負担額】 ・1時間当たり 0円から300円
----------------------	---------------------------------	---------------------------------	------------------------------------------------------------------

協定項目 No.22 - 14 高齢者福祉事業の取扱いについて

事務事業名	現況		ときがわ町 (調整結果)
	都幾川村	玉川村	
高齢者慶祝事業	<p>長寿祝い金 【支給対象者】 住所を有している期間が1年以上の100歳の方 【支給額】 居住期間が 30年以上の方 20万円 30年未満の方 10万円</p> <p>敬老祝金 【支給対象者】 9月15日現在で満75歳に達している者で、都幾川村に1年以上居住している者 【支給額】 5,000円～30,000円 (対象年齢により異なる) 【支給申請】 新規(75歳)の方のみ申請書の提出が必要</p>	<p>長寿祝い金 【支給対象者】 住所を有している期間が1年以上の100歳の方 【支給額】 居住期間が 30年以上の方 20万円 30年未満の方 10万円</p> <p>敬老祝金 【支給対象者】 翌年の4月1日現在で満75歳以上である者で、玉川村に1年以上居住している者 【支給額】 5,000円～20,000円 (対象年齢により異なる) 【支給申請】 新規(75歳)の方のみ申請書の提出が必要</p>	<p>長寿祝い金 【支給対象者】 住所を有している期間が1年以上の100歳の方 【支給額】 居住期間が 30年以上の方 20万円 30年未満の方 10万円</p> <p>敬老祝金 【支給対象者】 9月1日現在で満77歳、満88歳、満99歳である者で、引き続きときがわ町に1年以上居住している者 【支給額】 77歳:10,000円 88歳:20,000円 99歳:30,000円 【支給申請】 申請不要</p>

協定項目 No.22 - 17 ごみ処理事業の取扱いについて

事務事業名	現況		ときがわ町 (調整結果)
	都幾川村	玉川村	
粗大ごみ収集運搬手数料	【収集回数】 毎月1回(1回5品目まで)	【収集回数】 隔月1回(1回5品目まで)	【収集回数】 毎月1回(1回5品目まで)

粗大ごみ収集運搬手数料(つづき)	【手数料】 粗大ごみの形状により50円～1,500円を徴収	【手数料】 粗大ごみの形状により50円～1,500円を徴収	【手数料】 粗大ごみの形状により50円～1,500円を徴収
ごみ減量化対策事業(啓発活動・排出抑制)	【取組内容】 家庭用生ごみ処理器設置費補助金交付 廃品回収実施団体奨励金交付 広報紙及び回覧によるごみの分別の啓発	【取組内容】 家庭用生ごみ処理器設置費補助金交付 資源回収実施団体奨励金交付 広報紙及び回覧によるごみの分別の啓発 ごみ減量化の工夫について、カレンダーに記載	【取組内容】 家庭用生ごみ処理器設置費補助金交付 資源回収実施団体奨励金交付 広報紙及び回覧によるごみの分別の啓発
集団資源回収事業	【対象団体】 小学校PTAその他 地域的団体で次の要件を備えたもの 村に登録した団体 回収は年2回以上実施 地域住民自らの手で継続して実施 古紙類等の回収を業としないこと 【対象品目】 ・紙類 ・繊維類 ・金属類 ・ビン類 【奨励金額】 紙類、繊維類、 金属類 7円/Kg ビン類 7円/本 1団体につき年間支払限度額400,000円	【対象団体】 営利を目的とせず、資源回収を年1回以上自らの手で実施する団体 【対象品目】 ・紙類 ・衣類 ・アルミ缶 ・ビン類 【奨励金額】 紙、衣類 9円/Kg アルミ缶20円/Kg ビン類 9円/本 1団体につき年間支払限度額500,000円	【対象団体】 小学校 PTA その他地域的団体で次の要件を備えたもの 町に登録した団体 回収は年1回以上実施 地域住民自らの手で継続して実施 古紙類等の回収を業としないこと 【対象品目】 ・紙類 ・繊維類 ・アルミ缶 ・ビン類 【奨励金額】 紙類、繊維類、アルミ缶7円/Kg ビン類 7円/本 1団体につき年間支払限度額400,000円 玉川村実施の団体育成費は廃止する。

協定項目 No.22 - 18 環境対策事業の取扱いについて

事務事業名	現況		ときがわ町 (調整結果)
	都幾川村	玉川村	
公害防止協定	【共通事項】 公害を発生させる	【共通事項】 公害を発生させる	玉川村の例により、実施する。

<p>公害防止協定(つづき)</p>	<p>おそれのある業者との間で事業活動に伴う公害を防止するため事業者が取るべき措置を相互の合意形成により取り決める。</p> <p>【根拠法令等】 該当なし</p>	<p>おそれのある業者との間で事業活動に伴う公害を防止するため事業者が取るべき措置を相互の合意形成により取り決める。</p> <p>【根拠法令等】 ・ 玉川村開発指導要綱 ・ 公害防止協定書</p>	
--------------------	----------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--

協定項目 No.22 - 26 学校教育事業の取扱いについて

<p>事務事業名</p>	<p>現況</p>		<p>ときがわ町 (調整結果)</p>
	<p>都幾川村</p>	<p>玉川村</p>	
<p>奨学資金</p>	<p>【奨学金の貸付け】 該当なし</p>	<p>【奨学金の貸付け】 普通奨学資金 高等学校 年12万円 大学 年24万円 大学(短大) 年24万円 大学(医科・歯科) 年60万円 高等専門学校 年24万円 専修学校・各種学校 (高等課程) 年12万円 (専門課程) 年24万円 特別貸付(入学初年度に1回に交付) 高等学校 10万円 大学 30万円 大学(短大) 16万円</p>	<p>【奨学金の貸付け】 玉川村の例により、実施する。</p>

事務事業名	現況		ときがわ町 (調整結果)
	都幾川村	玉川村	
奨学資金(つづき)		大学(医科・歯科) 150万円 高等専門学校 12万円 専修学校・各種学校 (高等課程) 10万円 (専門課程) 16万円 【基金】 特別会計基金の額 は、1億円。 【認定】 奨学資金の決定等 は、関口茂八奨学生 選考委員会により決 定する。 【貸付対象】 住所を有する者	

合併協議会からのお知らせ

第9回 都幾川村・玉川村合併協議会が開催されます。

日 時:平成17年12月2日(金)

午後2時から

場 所:玉川村文化センター(アスピアたまがわ) 2階会議室

傍聴については合併協議会事務局へお問い合わせください。

日時・場所については、都合により変更になる場合があります。

なお、傍聴定員は原則30名以内で開催いたしますので、ご協力をお願いいたします。

発行 都幾川村・玉川村合併協議会事務局

〒355-0396 比企郡都幾川村大字桃木32番地

TEL 090-4374-5165

090-8645-4361

ホームページ <http://www.tokitama.jp>